

泉崎村中学生海外派遣委託事業仕様書

「泉崎村中学生海外派遣事業」業務委託に係る仕様は以下のとおりとする。

1 事業の目的

本事業は、グローバル化の時代に向け、本村の中学生が海外での生活経験を通して、物事を世界規模で捉えようとする意識の醸成や、国際理解を深める機会とし、交流を通して派遣先の風土や文化に触れ、広い視野と国際感覚を養い人間性豊かな青少年を育成することを目的に実施する。

2 目標とする姿

当該事業に参加する中で次の項目を実現し、様々な場面で積極的に活動できる姿を目指す。

- (1) ふるさと泉崎村をアピールし、観光大使的な役割を担う。
- (2) 現地交流で特技を披露するなど自分自身をアピールできる。
- (3) 派遣先で日本文化を実践、紹介できる。
- (4) 交流会等で堂々と発言し、自らコミュニケーションをとることができる。
- (5) 協調性をもって団体行動をとることができる。
- (6) 帰国後も国際交流等の活動に意欲をもって行動できる。

3 委託業務の名称

平成30年度泉崎村中学生海外派遣事業

4 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

5 派遣の概要

- (1) 派遣先 グアム
- (2) 派遣予定期間 平成31年3月28日（木）～3月31日（日）3泊4日
- (3) 派遣人数 予定人数：中学生15名、引率等3名 計18名
 （※募集結果により人数の増減がある。）
- (4) 訪問内容 現地中学生との交流とホームステイ
 ※ベネベンテミドルスクールを予定（H27・28訪問実績あり）

6 提案の内容と条件

(1) 行程

初日	出国	移動日	ホテルステイ
2日目	終日活動日	学校交流とホームステイ	ホームステイ
3日目	終日活動日	島内視察・体験活動	ホテルステイ
最終日	帰国	移動日	

(2) 移 動

- ① 交通輸送機関は、最も経済的で合理的な経路であるものとする。
- ② 国内における移動は、貸し切りバスによるものとする。

(3) ホテルと食事

参加者のほとんどが、はじめての海外渡航となるため、ホテルのランクや食事の内容が参加者にとって思い出深いものとなるよう十分配慮して選定すること。
基本ツインルームによるが、引率3名はシングルユースとする。

(4) ホームステイ

受け入れ先となるホームステイ世帯の選定は、安全面を第一に考慮し、且つ学校交流に参加する生徒の自宅が受け入れ可能な場合は、生徒宅を優先すること。

(5) 学校交流

- ① 訪問校は、実績のあるベネベンテミドルスクールを予定しているが、来年度以降は学校側のスケジュールにより学校訪問が不可能であるため、継続的な訪問が可能な学校があれば別の学校でも可能とする。但しこの場合の交流相手は中学生とする。
- ② 交流の人数は、派遣者数と同程度の人数規模で調整すること。

(6) 付帯業務

- ① 受託者は、発注者が開催する事前準備会における以下の業務を担当する。
 - ・事前説明会や結団式、派遣前説明会などにおける説明業務
 - ・パスポート取得に向けた申請、及び受理業務
 - ・保険加入や出発前の準備に係る説明業務
- ② 渡航中の生徒達の様子を保護者に伝えるため、写真を特定の者だけが閲覧できるサイトに現地から随時アップロードすること。(受託社のオリジナルシステムであること。)
- ③ 事務局用の国際電話を1回線準備し、派遣先から常時連絡を取ることができる環境を整えること。

7 経費の内容

項 目	内 訳
国内交通費	貸切バス等すべての移動運賃
海外交通費	航空料・貸切バス等すべての移動運賃
宿 泊 費	宿泊ホテル代 (ホテルでの食事代含む)
食 事 代	上記以外の食事、機内食以外の食事代
燃油サーチャージ・税 ・保険	サーチャージ、出入国税、保険料等

体験学習	ガイド料、ホームステイ等外部委託費用
企画費	渡航企画費、事務手続費
諸経費	添乗員費、出発前のサポート、その他いずれにも該当しない費用

8 特記事項

- (1) 添乗員は、企画から携わった職員を添乗員として配置することとする。
- (2) 機内座席の確保にあたっては、派遣生徒の座席を連続した席で確保するものとする。
- (3) 本事業の安全性が危ぶまれる時は、発注者の判断により中止する場合もあるが、違約金等については協議のうえ契約書に記載することとする。
- (4) 旅行業者は、管理できない事由（為替レートの変動や燃料価格等の著しい上昇下落、航空会社の示す運賃・日程の変更等）が生じた場合は、発注者と協議の上、契約を変更できるものとする。
- (5) 発注者は、予定参加者数に変更が生じた場合は、旅行業者と協議の上、当該人数を変更できるものとする。

9 その他の事項

- (1) 本仕様書について定めのない事項や疑義が生じた場合、又は基本事項に変更の必要が認められた場合は、発注者と協議の上定めるものとする。
- (2) 本業務上知り得た行政及び個人の情報を発注者の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡してはならない。